

令和4年第1回府中町議会定例会

会議録(第2号)

1. 開会年月日 令和4年3月4日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 令和4年3月7日(月)

4. 出席議員(18名)

議長	益田芳子君	副議長	西山優君
1番	川上翔一郎君	2番	宮本彰君
4番	狩野雄二君	5番	坂田栄一君
6番	田中伸武君	7番	山口晃司君
8番	二見伸吾君	9番	梶川三樹夫君
10番	西友幸君	11番	寺尾光司君
12番	力山彰君	13番	三宅健治君
14番	齋藤昇君	16番	橋井肇君
17番	児玉利典君	18番	木田圭司君

5. 欠席議員(0名)

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 町長施政方針
- 3 第13号議案 府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 4 第14号議案 府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 5 第16号議案 府中町国民健康保険条例の一部改正について
- 6 第17号議案 府中町国民健康保険税条例等の一部改正について
- 7 第20号議案 府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の全

部改正について

- 8 第 5号議案 令和4年度府中町一般会計予算
- 9 第 6号議案 令和4年度府中町土地取得特別会計予算
- 10 第 7号議案 令和4年度府中町国民健康保険特別会計予算
- 11 第 8号議案 令和4年度府中町介護保険特別会計予算
- 12 第 9号議案 令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計予算
- 13 第10号議案 令和4年度府中町下水道事業会計予算

(予算特別委員会 設置)

~~~~~○~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|              |   |         |
|--------------|---|---------|
| 町            | 長 | 佐藤 信治 君 |
| 副町           | 長 | 齋藤 哲也 君 |
| 教 育          | 長 | 新田 憲章 君 |
| 総務企画部        | 長 | 増田 康洋 君 |
| 財 務 部        | 長 | 胡子 幸穂 君 |
| 福祉保健部        | 長 | 山西 仁子 君 |
| 町民生活部        | 長 | 金光 一隆 君 |
| 建 設 部        | 長 | 井上 貴文 君 |
| 消 防          | 長 | 新宅 和彦 君 |
| 教 育 部        | 長 | 榎並 隆浩 君 |
| 総務企画部 参事     |   | 屋敷 学 君  |
| 総務企画部次長兼総務課長 |   | 森本 雅生 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたして

おります。よって、令和4年第1回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、4番狩野議員、5番坂田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第2に入る前に、暫時休憩といたします。

この休憩はネット中継の試験放送の開始の調整を行うものでございます。

(休憩 午前 9時31分)

(再開 午前 9時31分)

○議長(益田芳子君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 日程第2、町長施政方針を議題に供します。

ここでは施政方針の朗読のみとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、町長、お願いいたします。

町長。

○町長(佐藤信治君) 皆様、改めておはようございます。

それでは、施政方針について読み上げさせていただきます。

本日、令和4年度の予算議案の提案に際し、町政運営に関する私の所信と予算の概要を申し述べます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が令和2年に引き続き、世界的に猛威を振りました。ウイルスが変異を繰り返しながら、その都度、感染が拡大し、広島県内でも二度にわたり緊急事態宣言が発令される事態となりました。

また、本年に入ってからオミクロン株による感染者が急激に増加し、広島県内で

は1月9日から3月6日まで「まん延防止等重点措置」の適用を受け、全県において集中対策を実施してきたところでございます。

町民の皆様におかれましては、引き続き、感染防止対策に御協力いただいていることに感謝を申し上げますとともに、感染者治療・感染防止対応に御尽力されている医療・保健・福祉関係者の方々に改めて敬意を表する次第であります。

現在、本町では3回目のワクチン接種を当初予算から前倒しして実施を進めており、2回目の接種から6か月を経過する方から、順次、接種券等を郵送するなど、円滑に予約を受け付けできるよう改善を図りながらワクチンの確保に努め、医療機関とも連携し、今後とも集団接種または個別接種の両輪による町民のワクチン接種機会の確保に全力で取り組んでまいります。

さて、我が国の経済状況は、内閣府によると総論として、先行きについて、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあることから、景気が持ち直しに向かうことを期待しています。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向を注視するとしています。

国の令和4年度の予算編成は、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現するとしています。ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図り、同時に賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公的価格の抜本的な見直し、少子化対策を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を推進するとされています。

また、地方活性化に向けた基盤づくりとして、老朽化対策を含む防災・減災、国土強靱化や交通インフラ等の整備、観光への支援などへ積極的に投資するとし、デジタル時代にふさわしい効果的な人材育成、質の高い教育の実現を図り、グリーン社会の実現に取り組むとしています。

一方、地方財政計画においては、令和4年度は社会保障関係費の増加が見込まれる中、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化、消防・防災力の一層の強化に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、交付団体ベースで前年度を203億円上回る62兆135億円を確保し、うち地方交付税総額については、前年度を6,153億円上回る18兆538億円が確保されているところです。

本町の令和4年度予算は、依然として厳しい経済環境の中での編成となりましたが、町の最上位計画である第4次総合計画の後期実施計画に基づき、町を取り巻く様々な社会情勢を見据え、着実に事業を実施していきます。

特に、私の目指す3つの宣言である「広島都市圏で一番子育てしやすいまち」「志を育む教育のまち」「バランスの取れた行政施策の展開」に係る政策、施策、事務事業を引き続き実行していくとともに、町民の生命と財産を守る「防災・減災、国土強靱化」を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策では、引き続き、迅速で効果的な対策・支援を実施いたします。また、ポストコロナに向け、国のシステムと連携した行政手続のオンライン化を進め、デジタル社会の実現に向けた自治体DXを推進いたします。

令和4年度予算の総額は、一般会計が179億800万円で、複合施設の府中公民館等の改築事業の終了等により、対前年度比13億5,200万円、率にして7.0%減の予算編成となりました。

一般会計以外の特別会計では、国民健康保険特別会計は被保険者数が減少傾向にあり、対前年度比1,200万円、率にして0.3%減、介護保険特別会計は給付費等の利用実績を踏まえ、対前年度比9,700万円、率にして2.3%減となりました。後期高齢者医療特別会計では被保険者数が増加しており、対前年度比2,900万円、率にして3.6%増となっており、後期高齢者人口が増加していることを反映する予算編成となりました。

一般会計の歳入において、町税は所得の伸びを前年度実績ベースから政府経済見通しのGDP成長率を参考とし、コロナ禍ではありますが回復を見込み、対前年度比2億5,000万円、率にして3.5%増の74億2,200万円となりました。

地方交付税は、対前年度比10億3,800万円増の16億7,000万円となりましたが、臨時財政対策債の振替割合が前年度当初予算より大きく下がったことによるもので、臨時財政対策債を含めた交付税全体では、対前年度比2億4,000万円の減となっています。

町債は、その臨時財政対策債が大きく減となったことに加え、前年度は府中公民館の改築に係る借り入れがあったことと、予算編成の方針として、交付税措置のない起債は極力借り入れないこととし、町債全体で29億8,400万円の減となりました。

また、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症の接種に係る補助金などにより、

対前年度比 5 億 5, 2 0 0 万円増の 3 7 億 2, 2 0 0 万円となりました。

町税が増加した分、交付税が減となりましたが、一般財源の不足額を調整する財政調整積立基金からの繰り入れについては、前年度比 9, 2 0 0 万円減の 1 億 6, 9 0 0 万円となりました。

一般会計の歳出において、まず新型コロナウイルス感染症対策について、ワクチン接種体制の確保を継続し、町民のうち 1 2 歳以上は 1 回目・2 回目、1 8 歳以上は 3 回目までのワクチン接種を推進しているところですが、加えて 5 歳から 1 1 歳までの児童についても、1 回目・2 回目のワクチン接種に係る接種券を 3 月 4 日に郵送し、1 2 日から接種を開始いたします。また、国の令和 3 年度補正予算を活用し、感染症拡大防止策により影響を受ける町民・事業者の生活や暮らしへの支援策として、住民税非課税世帯への臨時特別給付金の給付や保育士等の処遇改善のための費用補助を引き続き実施していきます。

災害に強いまちづくりのための防災・減災事業として、新たにウェブによるハザードマップを作成し、災害危険区域の周知を迅速に行うほか、自主防災組織の資機材等購入や防災リーダー育成の助成を行うなど地域の防災力強化を図ります。また、前年度に引き続き、避難所の防災備蓄倉庫を 2 か所整備し、災害に備え、毛布、飲料水、食糧等の計画的な備蓄を行います。

災害対策事業では、災害時に避難の支援を必要とする避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組みます。

「広島都市圏で一番子育てしやすいまち」では、ネウボラセンター事業においては、安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援を行います。なお、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、より充実した母子保健事業の集団健診等の再開に向けて準備を進めます。

不妊治療費助成事業は、特定不妊治療の一部保険適用化に伴い保険適用外となった治療に対し、県が行う新たな助成に加え町独自の助成を行い、また、不育症治療費助成事業では、不育症の検査及び治療費用についての助成を行い、各対象者の負担を軽減いたします。

県のモデル事業として実施する子どもの予防的支援構築事業は、A I を活用して子どもの育ちに関わるリスクを早期に把握し、問題を未然に防止するための予防的支援を進めます。

「志を育む教育のまち」では、学校運営改善推進事業でスクールカウンセラーの配置を継続し、学校生活に不安を抱えている児童生徒への早期対応や適切な指導を実施します。

グローバル教育事業では、引き続き、外国語指導助手を派遣し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、中学校全学年の英語検定費用を1回分助成いたします。

学校給食費等賦課徴収事業は、令和5年度から開始する学校給食費の公会計化に当たりシステム導入等を行います。

小学校施設改修等事業は、府中南小学校の外壁改修工事を実施します。あわせて、府中南体育場及び南小学校区放課後児童クラブの外壁・屋根修繕工事も実施いたします。

バランスの取れた行政施策の展開では、重層的支援体制準備事業において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を令和6年度中の構築を目指し準備を進めます。

都市計画調査事業においては、町内の公共交通不便地域の解消を目指し、昨年から実施しているデマンド型乗合タクシーの試験運行を引き続き行い、その有効性や持続可能性について検証をいたします。

創業・ベンチャー支援等促進事業においては、町内へサテライトオフィスを誘致するための助成を行うとともに、町内事業者の広報費や商品開発費等の販路開拓のための支援を引く続き行います。

下岡田官衙遺跡保存・整備事業は、国の史跡指定に伴い、記念シンポジウムを開催します。また、遺跡を適切に保存し活用するため、史跡等保存活用計画を策定いたします。

高齢者の社会参加を促し、地域のボランティア活動や介護予防等の活動に参加することで、高齢者自身の介護予防等にも資する「高齢者いきいき活動ポイント事業」を引き続き実施し、そのポイント数に応じた奨励金を支給いたします。

ポストコロナに向けては、窓口での証明書等手数料のキャッシュレス化について、一部業務を3月から開始するほか、総合行政情報システム構築事業においては、A I - O C R（紙帳票のデジタル化）やR P A（データ入力作業の自動化）の導入に向けたシステムを構築し、業務の効率化を図る行政のデジタル化・自治体D Xを加速しま

す。また、新たな働き方として、文書管理・電子決裁システムの導入に向け、各種調査や基準策定を行います。さらに、令和5年度からの運用を目指し、財務・人事・給与・庶務事務などの内部情報系システムを構築します。

住みよいまちづくりのための施設等整備として、向洋駅周辺土地区画整理事業は、向洋駅周辺の整備に向け、物件移転補償及び画地整備を進め、広島市東部地区連続立体交差事業の推進に合わせ、地区の整備を進めます。

また、改築工事を完了した新府中公民館は、公民館と歴史民俗資料館及び消防団第1分団詰所の複合施設として4月に開館します。地域の拠点として、個人や地域に学習機会と活動の場を提供するとともに、避難所としての役割も期待されています。

令和元年度から地方公営企業法を適用している下水道事業会計は、前年度の国の補正予算により採択された府中1号幹線改築更新工事の継続とともに、公共下水道築造工事等を実施し、面的整備を進めます。

その他、男女共同参画、人権施策、平和行政等の推進、健康づくりなど、幅広い住民ニーズに対応していきます。

最後に、役場は町民のためであることを念頭に、笑顔の役場を創出するため、全職員が挨拶を励行し、町民に寄り添ったサービスを実現するよう努めます。

以上、申し述べました事業を着実に実施し、成果を上げることで、誰もが「住んでよかった」「住んでみたい」「これからも住み続けたい」と実感できる府中町を目指して精いっぱい取り組んでまいります。

町民の皆様、並びに議員各位の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月7日。

以上でございます。

○議長（益田芳子君） 以上で、日程第2、町長施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 次に、日程第3に入りますが、お手元の日程に登載してある各議案は、令和4年度予算並びにそれらの関連議案でありますので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、第13号議案、府中町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日



程第4、第14号議案、府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第5、第16号議案、府中町国民健康保険条例の一部改正について、日程第6、第17号議案、府中町国民健康保険税条例等の一部改正について、日程第7、第20号議案、府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の全部改正について、日程第8、第5号議案、令和4年度府中町一般会計予算、日程第9、第6号議案、令和4年度府中町土地取得特別会計予算、日程第10、第7号議案、令和4年度府中町国民健康保険特別会計予算、日程第11、第8号議案、令和4年度府中町介護保険特別会計予算、日程第12、第9号議案、令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計予算、日程第13、第10号議案、令和4年度府中町下水道事業会計予算、以上を一括議題に供します。

理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） まず、第13号議案 令和4年3月4日提出。

府中町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

府中町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、令和3年8月の人事院勧告に準じ、期末手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、第14号議案 令和4年3月4日提出。

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、令和3年8月の人事院勧告に準じ、期末手当の支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、第16号議案 令和4年3月4日提出。

府中町国民健康保険条例の一部改正について。

府中町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、国民健康保険制度における給付内容の見直しを行うため、条例の一部を改正するものでございます。

続いて、17号議案でございます。

17号議案 令和4年3月4日提出。

府中町国民健康保険税条例等の一部改正について。

府中町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、府中町国民健康保険制度の県単位化に伴い、県から示された標準保険税率等を基に、国民健康保険税の税率を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次が、20号議案。

第20号議案 令和4年3月4日提出。

府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の全部改正について。

府中町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、非常勤の消防団員の処遇改善及び任用等に係る規定の整備を行うため、条例の全部を改正するものでございます。

続いて、第5号議案 令和4年3月4日提出。

令和4年度府中町一般会計予算。

令和4年度府中町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179億832万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

府中町長 佐藤信治

続いて、第6号議案 令和4年3月4日提出。

令和4年度府中町土地取得特別会計予算。

令和4年度府中町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

府中町長 佐藤信治

続いて、第7号議案 令和4年3月4日提出。

令和4年度府中町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度府中町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億8,651万7,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

府中町長 佐藤信治

第8号議案 令和4年3月4日提出。

令和4年度府中町介護保険特別会計予算。

令和4年度府中町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億6,370万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

府中町長 佐藤信治

第9号議案 令和4年3月4日提出。

令和4年度府中町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度府中町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4,067万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

続いて、第10号議案 令和4年3月4日提出。

令和4年度府中町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和4年度府中町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 整備面積512.25ヘクタール。
- (2) 年間有収水量428万7,665万立方メートル。
- (3) 1日平均有収水量1万1,747立方メートル。
- (4) 主な建設改良事業費

管路建設改良工事2億8,077万5,000円。

ポンプ場建設改良工事495万円。

流域下水道建設負担金3,586万9,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益13億7,458万2,000円。

第1項 営業収益9億9,825万8,000円。

第2項 営業外収益3億7,621万3,000円。

第3項 特別利益11万1,000円。

支 出

第1款 下水道事業費用13億3,539万3,000円。

第1項 営業費用12億3,554万4,000円。

第2項 営業外費用9,832万3,000円。

第3項 特別損失52万6,000円。

第4項 予備費100万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億5,244万7,000円は、当年度分消費税及

び地方消費税資本的収支調整額 3, 291 万 1, 000 円及び当年度分損益勘定留保資金 5 億 1, 953 万 6, 000 円で補てんするものとする。)

#### 収 入

第 1 款 資本的収入 5 億 2 7 5 万 8, 000 円。

第 1 項 企業債 3 億 3, 804 万 5, 000 円。

第 2 項 他会計出資金 5, 918 万 8, 000 円。

第 3 項 国庫補助金 7, 380 万 8, 000 円。

第 4 項 負担金 2, 578 万 9, 000 円。

第 5 項 長期貸付金償還金 5 9 2 万 8, 000 円。

#### 支 出

第 1 款 資本的支出 10 億 5, 520 万 5, 000 円。

第 1 項 建設改良費 3 億 8, 563 万 5, 000 円。

第 2 項 企業債償還金 6 億 6, 407 万円。

第 3 項 長期貸付金 4 5 0 万円。

第 4 項 予備費 1 0 0 万円。

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、5 億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(2) 建設改良費、企業債償還金及び長期貸付金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9, 849 万 9, 000 円。

以上、提案をいたしました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 以上で、提案説明を終わります。

この件につきましては、慣例によりまして議員全員で構成する令和4年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めて審査することにいたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議ないようございませぬので、18名の委員をもって構成する令和4年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めて審査することに決定いたしました。

（予算特別委員会設置）

○議長（益田芳子君） 委員の指名でございませぬが、18名の委員とは全議員でございませぬので、発表は省略いたしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議ないようございませぬので、そのようにいたします。

審査に要する費用については、予備費を充当したいと思ひますが、町長、よろしいでしょうか。

○町長（佐藤信治君） はい。

○議長（益田芳子君） よろしいということですので、よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） それでは、予算特別委員会の正・副委員長を互選したいと思ひませぬので、しばらく休憩いたします。

委員会の開会は10時30分からということでお願ひいたします。休憩。

（休憩 午前10時16分）

（再開 午前10時30分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 休憩中に予算特別委員会が開催され、正・副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。

委員長に16番 橋井議員、副委員長に1番 川上議員と決定いたしました。

それでは、御挨拶をお願いいたします。

委員長からお願いします。

16番、橋井委員長。

○16番（橋井 肇君） 16番、橋井です。このたび、予算特別委員会委員長に任命されました橋井 肇でございます。よろしくをお願いいたします。限られた日程の中で審議となりますので、皆様の御協力を仰ぎながら、建設的な御意見をいただきながら、しっかりと取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

（拍手）

○議長（益田芳子君） 続いて、副委員長、お願いします。

1番川上副委員長。

○1番（川上翔一郎君） このたび、副委員長に任命されました1番の川上翔一郎です。委員の皆様には貴重な御意見や御協力を賜りながら、橋井委員長をしっかりとサポートしていき、委員会を円滑に進めてまいりたいと思いますので、最後までよろしくお願いいたします。以上です。

（拍手）

○議長（益田芳子君） ありがとうございます。

正・副委員長におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、明日3月8日から予算特別委員会の審査に入っていただきたいと思えます。よって、本会議は3月13日まで休会とし、3月14日に再開いたしたいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでございました。

延会。

（延会 午前 10時52分）